

# (独)日本学生支援機構 ヒアリング資料

---

平成18年11月7日

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

# (独)日本学生支援機構 概要

---

- 人員： 役職員数 526名
  
- 組織： 国内： 本部、地方ブロック支部(10カ所)、  
日本語教育センター(東京・大阪)、  
国際交流会館(14カ所)、東京国際交流館  
海外： 4事務所
  
- 業務内容：
  - 留学生支援事業
    - ・経済的支援、国際交流会館等による支援、留学生交流、日本語教育の実施 等
  - 奨学金貸与事業
    - ・奨学金の貸与(選考・交付・適格認定等)、  
奨学金返還金の回収(債権管理・回収・返還免除等) 等
  - 学生生活支援事業

# 論 点

---

**論点① 国際交流会館等(全国17カ所)における国際交流事業・留学生支援事業**

**論点② 日本語教育センター(東京・大阪)における教育事業**

**論点③ 奨学金貸与事業**

# 論点① 国際交流会館等(全国17か所)における国際交流事業・留学生支援事業

## ＜文部科学省の見解＞

### ○ 事業の専門性

- 単なる宿舎としての機能だけでなく、先導的・モデル的な国際交流事業実施の役割がある。
- 諸外国の文化・宗教等の理解、言語面での対応能力、国際交流等への理解が必要。

### ○ サービスの質(満足度等)の確保

- 随意契約先である(財)日本国際教育支援協会は、専門性が高く、在館生の満足度は94.1%。現行体制のまま、満足度を維持すべき。

## ＜検討の方向性＞

- 現在、機構が行っている国際交流事業は、スポーツ大会・盆踊り等であり、民間でも企画・実施可能。また、言語面等の知見を要する宿舎での一般的な管理人業務も民間で対応可能。

- サービスの質については、法に基づく入札により性能水準を示し、事業開始後も、機構の適切な監督・指示により担保可能。

→交流事業の企画も含め、包括的に官民競争入札等の対象としてはどうか。

■東京国際交流会館のプラザ平成については、施設の稼働率を向上させる観点から、官民競争入札等の対象とし、民間の創意工夫を発揮させる機会を作るべきではないか。

# (参考)国際交流会館等にかかる業務分掌

---

## (1) 機構の業務内容

- 入居希望者の面接、選考、入居許可及び退去処分
- 国際交流事業の企画立案
- ボランティア及び留学生関係団体連絡会の実施
- 国際理解教育に関する留学生派遣

## (2) 委託業務内容

- 入居者に関する業務(管理・生活指導・トラブル対応等)
- 施設の維持管理(一般競争入札で他の業者に委託している清掃、寝具リース、警備業務の管理・指導を含む。)
- 国際交流事業実施(機構の補助、関係団体との調整等)
- 業務実施に関する報告

## (参考) 国際交流会館等における交流事業例

例: 17年度に東京国際交流会館で実施された居住者交流事業

- 5月28日 ウェルカムパーティー、ウェルカムバザー
- 6月26日 スポーツ交流会(バドミントン・トーナメント)
- 7月30日 日本文化紹介交流会(盆踊り体験)
- 10月22日 ウェルカムパーティー兼交流会フェスティバル前夜祭、ウェルカムバザー
- 11月23日 スポーツ交流会(3オン3トーナメント)
- 12月18日 国際ダンスコンテスト
- 2月18日 RA総会、RA・留学生交流会
- 2月25日～27日 交流スキー実習
- 3月11日 フェアウェル(サヨナラ)パーティー

※ RA=レジデントアシスタント(会館住み込みの日本人学生)

# (参考) 東京国際交流館プラザ平成 収支状況

(単位:千円)

収入	
会議場収入	25,792
駐車場収入	3,126
合計	28,918
支出	
人件費	63,140
一般管理費	186,878
土地借料	158,562
公租公課	58,837
合計	467,417
収入－支出	△438,499

## 論点② 日本語教育センター(東京・大阪)における教育事業

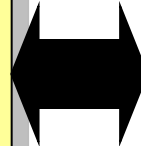
### ＜文部科学省の見解＞

#### ○ 政策目的・外交ニーズ等

- 国の留学生政策、外交政策上緊急の留学生受入等に迅速・柔軟に対応することが必要。

#### ○ 教育の専門性

- 民間では進路にきめ細かく対応した教育が難しい留学生を扱っている。
- 非漢字圏からの留学生や大学院進学を予定する留学生などに配慮した日本語教育、基礎教科教育及び教材開発を実施。



### ＜検討の方向性＞

- 国策上の要請への対応は、民間事業者が受託した場合においても、契約上担保可能。

- 左記対象者を機構が一手に引き受けているから、民間参入がないだけで、民間でも対応可能ではないか。

※ (独)国際交流基金の日本語国際センター等で実施している、外国人日本語教師等向けの研修等と統廃合して実施することも可能ではないか。

- 政策判断以降の研修事業は、包括的に官民競争入札等の対象としてはどうか。



## 論点③:奨学金貸与事業

### ＜文部科学省の意見＞

#### ○債権の特殊性(教育上の配慮)

- 奨学生として採用後も、奨学金の廃止等を含めた修学上の指導を実施。
- 学生本人への貸与、家計支持者の所得の低い学生を優先的に採用、返還完了までの期間が長期、小口債権を多数保有等の事情により、継続的・安定的な業務運営が必要。
- 回収業務に係るコストが高く、民間では採算取れない。

#### ○委託状況の妥当性

- 事業の円滑・適切な実施と効率化の観点から、業務の一部は積極的に民間委託を進めている。延滞者への督促架電業務等についても、サービスへ委託済。

### ＜検討の方向性＞

- 法に基づき、複数年の契約期間での入札を実施すれば、継続的な業務運営が期待される。また、民間委託時も、機構の負担であることは不変で、採算性の問題も生じない。

- 一部業務の民間委託より、貸与・回収業務を包括的に民間委託すれば、より民間の創意工夫が発揮し得るのではないか。

→委託範囲の見直しを行い、可能な限り包括的に官民競争入札等の対象としてはどうか。